

国公有財産の最適利用プランの策定（兵庫県西宮市）

～ 市の施設を活用した国の庁舎の移転 ～

最適利用の基本方針

西宮公共職業安定所は西宮市、芦屋市、宝塚市を管轄している。施設は築50年が経過し老朽や、利用者増加による狭あい、耐震性能不足による安全性確保が課題となっていた。また、西宮市では公共施設等総合管理計画等に基づく施設集約化等が進められ、市第二庁舎(危機管理センター)整備に伴い移転する、西宮市消防局退去後の施設活用が検討されていた。

このため管轄中心部である西宮市と連携し、市の未利用施設について有効活用を図るものである。これにより、国は既存の市有財産を転活用することから、早期に施設の狭あい解消と安全性が確保され、JR西宮駅至近となる立地は大きく利便性が高まり、利用者への行政サービス向上が見込める。市は未利用施設が活用され、市役所とハローワークが近傍となることで、就業支援者の利便性の向上が見込める。また、移転後はハローワーク利用者の人の流れにより、駅前のにぎわい創出に寄与するものである。

対象財産の概要

○もと西宮市消防局庁舎

所在地 兵庫県西宮市池田町13-3
 建物 平成8年築 鉄筋コンクリート造
 地上6階1棟 延2,717.42㎡
 のうち1,399㎡(公借)

対象（計画）期間

令和4年1月～ 西宮公共職業安定所の移転予定

庁舎等利用計画図

